#### 富里市公式LINE運用マニュアル

令和5年12月19日 改訂

### 1 心構え

- ・富里市からのお知らせであることを心掛ける。
- ・迅速かつ分かりやすい情報発信に努める。
- ・できるだけ平易で親しみやすい表現を用いる。
- ・登録者へダイレクトに情報を伝えられるツールであることを意識する。

### 2 主な発信内容

市政情報のうち、<u>即時性を生かしうる情報</u>を発信する。なお、発信する情報は 広報情報課が決定する。ただし、防災情報は防災課または富里市災害対策本部が 決定する。

発信する情報例	<ul><li>・広報とみさとや市公式ホームページでお知らせする 情報</li><li>・市民にとって重要・有益な情報</li><li>・災害発生等の緊急情報</li><li>・広報とみさと発行のお知らせ 等</li></ul>
発信すべきでない情報例	・記者会見、プレスリリース前の情報 ・市が主催、後援をしていない民間等の情報 ・市の業務と関係ない、個人的な事項 等

# 3 情報発信の具体的方法

- ・各課等で発信したい情報がある場合は、別記様式により、広報情報課へ提出する。
- ・情報発信は原則として、投稿前に広報情報課長の確認を受ける。
- ・基本的に一度発信したメッセージは削除せず、発信内容に誤りがあった場合、 修正情報を改めて発信する。
- ・情報の発信は、内容に合わせ適切な時期・時間に行う。
- ・本文の文字数の上限は、概ね150字程度の簡潔なものとし、詳細な説明は、 市公式ホームページのURL添付、チラシ画像や写真等の添付などにより行う。

#### 4 返信等

- ・本公式アカウントは情報発信のみを基本とし、友だち登録やメッセージがあった場合は、自動返信にて対応し、個別に個人へ返信は行わない。
- ・自動返信は、友だち登録やメッセージへの感謝の気持ちを伝えるものとし、 情報等は掲載しない。

# 5 禁止事項

以下に該当する情報は発信しない。

- ア 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- イ 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ウ 政治、宗教活動を目的とするもの
- エ 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- オ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- カ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- キ 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- ク 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- ケ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する もの
- コ 有害なプログラム等
- サ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- シ 上記のほか不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへ のリンク

### 6 セキュリティ

- (1)なりすまし等の防止
  - ・LINEにおける紹介文から市公式ホームページの URL を記載する。
  - ・市公式ホームページからアカウントへのリンクを設定する。

### (2)パスワード

- ・パスワード保有者は、広報情報課長が指名した職員に限る。
- ・パスワードを記録したメモ等を他者が見ることができる場所に保管しない。
- ・パスワードは8文字以上とし、推測しがたいものとする。
- ・パスワードは、定期的に変更し、再利用しない。
- ・同一のパスワードを他の情報システム等で使用しない。

# (3)その他

・情報セキュリティには十分配慮し、富里市情報セキュリティポリシーを 遵守する。

#### 7 運用の見直し

発信内容や運用は適宜見直しを行う。